建設年度	北海道以外の地域に適用される率				北海道の地域に適用される率			
	木造の住宅（準耐火構造の住宅及び耐火構造の住宅を除く。）で平家建てのもの	簡易耐火構造の住宅、準耐火構造の住宅で二階建てのもの、特殊耐火構造の住宅及び耐火構造の住宅	木造の住宅（準耐火構造の住宅及び耐火構造の住宅を除く。）で平家建てのもの	簡易耐火構造の住宅、準耐火構造の住宅で二階建てのもの、特殊耐火構造の住宅及び耐火構造の住宅				
昭和三五	三・二	三・〇	三・〇	二・七				
三六	二・八	二・七	二・七	二・五				
三七	二・六	二・六	二・六	二・四				
三八	二・六	二・六	二・六	二・四				
三九	二・四	二・四	二・三	二・二				
四〇	二・四	二・四	二・二	二・二				
四一	二・三	二・三	二・二	二・一				
四二	二・一	二・一	二・一	二・〇				
四三	二・〇	二・〇	二・〇	一・九				
四四	一・九	一・九	一・九	一・八				
四五	一・八	一・八	一・八	一・七				
四六	一・七	一・七	一・七	一・七				
四七	一・七	一・七	一・七	一・六				
四八	一・四	一・五	一・四	一・四				
四九	一・二	一・三	一・二	一・二				
五〇	一・二	一・三	一・二	一・三				
五一	一・二	一・二	一・二	一・二				
五二	一・二	一・二	一・二	一・二				
五三	一・二	一・二	一・二	一・二				
五四	一・一	一・一	一・一	一・一				
五五	一・一	一・一	一・一	一・一				
五六	一・一	一・一	一・一	一・一				
五七	一・一	一・一	一・一	一・一				
五八	一・一	一・一	一・一	一・一				
五九	一・一	一・一	一・一	一・一				
六〇	一・一	一・一	一・一	一・一				
六一	一・一	一・一	一・一	一・一				
六二	一・一	一・一	一・一	一・一				
六三	一・〇	一・一	一・〇	一・一				
平成元	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇				
二	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇				
三	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇				
四	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇				
五	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇				

	木造の住宅（準耐火構造の住宅及び耐火構造の住宅を除く。）で平家建てのもの	簡易耐火構造の住宅、準耐火構造の住宅で二階建てのもの、特殊耐火構造の住宅及び耐火構造の住宅	木造の住宅（準耐火構造の住宅及び耐火構造の住宅を除く。）で平家建てのもの	簡易耐火構造の住宅、準耐火構造の住宅で二階建てのもの、特殊耐火構造の住宅及び耐火構造の住宅
六	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
七	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
八	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
九	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
一〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
一一	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
一二	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
一三	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
一四	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
一五	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
一六	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
一七	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
一八	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
一九	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
二〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
二一	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
二二	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
二三	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
二四	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
二五	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
二六	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
二七	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
二八	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
二九	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇

備考

一　この表において「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成五年政令第二百九号）による改正前の公営住宅法施行令第一条第二号に定める住宅の構造をいう。

二　この表において「特殊耐火構造」とは、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（昭和三十年政令第三百九号）による改正前の公営住宅法施行令第一条第四号に定める構造をいう。

第二　住宅地区改良法施行令第十三条の二第一項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法施行令第四条の四第二項の規定に基づく旧公営住宅法施行規則第六条に規定する平成二十九年十一月から平成三十年十月までの間に行われる改良住宅の家賃の変更に係る修繕費及び管理事務費に係る率は、平成二十九年国土交通省告示第八百八十四号（平成三十年度における公営住宅法第十六条第二項の規定による近傍同種の住宅の家賃及び同法第四十四条第一項の規定による譲渡の対価に係る公営住宅法施行規則第二十三条に基づき国土交通大臣が地域別に定める率を定める件）に定める率とする。

○国土交通省告示第八百八十六号

海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第四十二条の八の規定に基づき、先進船舶の対象範囲を定める告示を次のように定め、平成二十九年十月一日から適用する。

平成二十九年九月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一